

議 事 録 (案)

会議名	平成22年度 第1回 特別職報酬等審議会		
日 時	平成22年11月1日(月) 午後3時から午後4時	開催形態	公開
場 所	議会 第1委員会室		
出席者	村松正喜委員、小林篤子委員、斉藤正信委員、岸良治委員、金井恵里可委員、橘淳也委員、佐藤一夫委員、高尾章二委員、吉田鏡也委員 (欠席者)奥山大輔委員		
議 題	1 委員の委嘱 2 会長・会長職務代理者の選出について 3 特別職の報酬等について		
決定事項	・会長 村松正喜 委員、 会長職務代理者 金井恵里可 委員		
議 事	<p>(議題1 委員の委嘱)</p> <p>第1回会議に先立ち、委員の委嘱式を実施。</p> <p>町長あいさつ</p> <p>(議題2 会長・会長職務代理者の選出について)</p> <p>斉藤委員より村松委員を会長に推薦、委員承諾。 会長より金井委員を会長職務代理者に推薦、委員承諾。</p> <p>会長、会長職務代理者あいさつ</p> <p>(議題3 特別職の報酬等について)</p> <p>会 長：当審議会において、平成21年3月31日付けで町長等報酬削減を 答申し、町は、平成21年9月議会に削減の議案を議会に上程。平成21年10月1日から実施された。その状況を事務局より説明された い。</p> <p>【事務局より、平成20年10月15日付町長・副町長の給料月額についての諮問及び平成21年2月19日付議会議員への追加諮問と平成21年3月31日付答申について説明。また、答申書の添付書類「特別職報酬等審議会答申に基づく改定額」</p>		

により削減額の算出根拠を説明。続いて諮問答申に基づく条例の改正について説明。】

会 長：以上について質問は。

委 員：前回からこの審議会に関わっているが、昨年からやり始めて、町民からの反響はどうか。

事 務 局：これまでに審議会の答申を受けて町長、副町長、教育長は減額をしたが、財政状況が厳しいため、緊急財政対策として町長20%、副町長と教育長10%の減額を行っている。また、管理職は5%、一般職は2%の減額を今年度行っており、財政状況厳しい中、職員一丸となって進んでいる。

事 務 局：職員がどう思っているかということに関しては、高い・安い等との感想はないようで、特別職報酬審議会で決定したことを、事実を事実としてそのまま受け止めているのではないか。特に意見はなかった。

委 員：職員からの反響ではなく、町民からの反響はどうなのか。反響はないのか。町民にPRされていないのでは。大事なのは、経営状況厳しい中で、姿勢としてこういうことをしているということを周知することではないか。

事 務 局：町内で緊急財政対策の会議を3回開いた際、町民に対して説明をする機会があったが、町民に対する補助金を削減している状況もありPRしにくい。伝える程度はしている。機会があれば伝えて行きたいと思う。

委 員：5ページの表で傾斜を比較すると教育長の額が若干高いが、どのような議論があったのか。市等の額にあわせて行こうという話ではあったが結果的にはこのように教育長の額が高いようだが。

事 務 局：教育長については、町長・副町長と異なり地方公務員法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律で特別職ではなく一般職の位置づけになっている。一般職なので特別職ほど財政規模・人口規模による差がつきにくい。

また、教育長は、部下に校長や指導主事等の県職員がいるが、それら教育職は一般職より給料が若干高く設定されていることもあり、教育長の報酬額があまり額が低いとバランスが取れない。そのため小規模団体においても報酬額が高めとなり、他団体との差が少なくなるものと推測される。

委員：町長は立候補時に給料額を減額すると言って当選したが、そのとき町長が自ら適正と考えた数字の妥当性についてもここで求めているのか。

会長：立候補したときの数字を重視するのか、今決められている額を重視するのか、という質問なので教えてください。

委員：前回の審議でもそのスタートラインで問題になったが、選挙のための政策として示された数字を審議するのではなく、他市町村や議長・議会議員を含めた相対的な賃金バランスをみて妥当性を審議すべきでないか、との結論になった。そこで、議長等の報酬額についても追加審議を行ったという経緯がある。したがって、立候補時の Manifesto の報酬額の妥当性よりは、もう少し進んだ部分で判断してきたと理解している。

事務局：就任後すぐの議案提案は、Manifesto の数字は審議会に聴かないとおかしいと議会で指摘され、否決された。その後、Manifesto とは別に、寒川町長としての報酬額が現時点で適当かどうか検討していただきたいとのことで本審議会で審議され、現在の数字が確定された。県内市町村との均衡等様々な状況を鑑みて、現在の寒川町としてはこの額と決定されたものである。

さらに、町長は Manifesto を踏まえて、政策として条例上の報酬額 829,000 円から 20% 削減する旨の附則を議会提案し承認され、今年の 4 月から実施している状況である。

委員：その経緯はわかっているが、今後の問題としてどの位置で考えていけばよいかお訊きした。

事務局：特別職報酬審議会は、特別職の報酬の適正額を審議していただく場である。政策的なものは、その適正額に基づいて随時附則等でやってい

く。特別職の適正額を質す場は報酬審議会の審議しかないため、今後も、政策的なものは除き、寒川町長以下特別職の報酬の適正額を審議していただくものと事務局では考えている。

委員：資料4について、政策的な減額は条例の附則に反映されているようだが、議会ではどのような議論があったのか。

事務局：20%等の減額については、緊急財政対策の中でという説明で、あまり細かい説明はしていない。管理職・一般職もあわせて全体で行っているが、その削減でどれくらい人件費が浮くのかとの質問はあったが、それ以上の質問は特段なかった。緊急財政対策の中で扶助費・補助金等一律25%カット、町税が約7億円減収という状況でやむを得ないというのが全体の考えだと思う。

委員：前回参加していないため、質問する。
特別職の報酬額について諮問され、最終的には市平均とのバランスをあわせる形で調整するとの結論であるが、その際に報酬の絶対水準についても議論された上で決定されたのか。何を基準に特別職および議員の報酬が決められるのか、何を指して報酬の絶対水準を決めるのか、前回の議論の中でも話し合われたのではないかと思われるが、教えていただきたい。

委員：最初に近隣の状況を見て決めているので、その後、どのように増えてきたのか等、近隣の状況を参考に、今の特別職にどの水準が相応しいかということバランスを勘案のうえ、この程度が望ましいだろうという判断をした。そもそもいくらである、という絶対水準というのがない。

委員：他の市町村を見て決めるということですね。それで、他の市町村との見方については、今回は標準財政規模・人口規模を比較したときに県内市と遜色がないということなので、そこを基本的に目指すということでしょうか。

委員：そういうことです。

吉田委員：近隣市とは具体的にどこを指すのか。

事務局：資料番号6の5市5町です。

委員：今年の諮問はどうするのか。

事務局：今回は、平成21年10月に改定して以降、近隣でも大きな変化はないので諮問は見送りとさせていただきます。ただ、今後は「据え置き」という結果になろうとも、定期的に諮問をしていきたい。

【事務局より、資料番号4～6（特別職の報酬等の推移、県内市町村特別職報酬及び給料額、現在における県内市平均との比較、関係条例等）について説明。】

委員：人口規模と標準財政規模の資料がほしい。なぜ町でなく市とバランスをとるのかとの根拠となる資料が必要である。

事務局：会議録と同封して送付するという事でよろしいか。

会長：結構です。

委員：前回のデータ資料をすべてつけていただくとありがたい。

事務局：それについても同封して送付する。

<p>資 料</p>	<p>(資料番号1) 寒川町特別職報酬等審議会条例 (資料番号2) 「寒川町長及び副町長の給料月額について(諮問)」(平成20年10月15日付寒総職第155号)、「寒川町議会議員の報酬月額について(諮問)」(平成21年2月19日付寒総職第261号)、「寒川町特別職の職員給料及び議会議員の報酬額について(答申)」(平成21年3月31日付) (資料番号3) 寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表 (資料番号4) 特別職の報酬等の推移 (資料番号5) 神奈川県内市町村特別職報酬額一覧表 (資料番号6) 5市5町給料比較表 (関係例規)</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>(年 月 日確定)</p>